

自治基本条例の推進に向けた取組について

平成25年4月1日に施行した自治基本条例は、市民の皆さんが主役になってまちづくりを進めるための基本的な考え方やルールを定めたものです。

市は、自治基本条例を推進するために、様々な取組をしています。

1 西脇市まちづくり推進審議会の設置

自治基本条例の基本原則である、「参画と協働」による市政推進に必要なまちづくり施策について調査審議するため、平成26年4月に「まちづくり推進審議会」を設置しました。

(1) 審議会の構成

区 分	人数
学識委員	1
各種団体 まちづくり協議会、区長会、人権団体、男女共同参画、青年会議所、民間企業、ボランティア団体	8
公 募	3
西脇市自治基本条例検討委員会委員	3

(2) 審議会の所掌事務

- ア 参画と協働の推進に必要な制度及び施策に関すること。
- イ まちづくり活動の審査及び支援制度に関すること。
- ウ その他参画と協働の推進に関し市長が必要と認める事項

(3) 任期 2年

(4) 審議状況

ア 平成26年度の諮問事項

- ① 西脇市参画と協働のまちづくりガイドライン（H17年3月策定）の改訂
- ② 西脇市地区まちづくり実践補助事業及び西脇市市民提案型まちづくり事業の審査
審議会に「まちづくり活動審査部会」を設置し、審査
※ 部会での審査結果を審議会の決定として答申

イ 開催状況

- ① 審議会 5回
- ② まちづくり活動補助金審査部会 3回

ウ 平成27年度の諮問事項

- ① 「地域自治協議会」のあり方及び制度設計について
 - ② まちづくり活動補助金における現制度の課題や改正の必要性について
 - ③ 西脇市地区まちづくり実践補助事業及び西脇市市民提案型まちづくり事業の審査
- エ 開催状況
- ① 審議会（地域自治協議会のあり方について） 3回
 - ② 審議会（まちづくり活動補助金のあり方について）
2回
 - ③ まちづくり活動補助金審査部会 3回

2 庁内推進体制の確立

条例の適正な運用を図り、実効性を高めるため、平成26年4月、市役所の内部組織として自治基本条例推進本部を設置しました。

- (1) 所掌事務
 - ・自治基本条例の適正な運用に関すること
 - ・条例の見直しに関すること
 - ・その他条例の推進に係る重要事項に関すること
- (2) 構成
 - ・推進本部
市長、副市長、教育長、技監、部長級12名で構成
 - ・幹事会
都市経営部長、各部総務課長等13名で構成
- (3) 検討状況
 - ア 具体的検討事項
 - ① 参画と協働のまちづくりガイドライン改訂について
 - ② 審議会等の会議の公開及び会議に公表に関する指針、審議会等の委員の公募に関する指針について
 - ③ 「地域自治協議会」のあり方及び制度設計について
 - イ 開催状況
 - ① 平成26年度 本部会議1回、幹事会2回
 - ② 平成27年度 幹事会2回

3 自治基本条例が委任した制度等の制定状況

自治基本条例	内 容	制度等
第 9 条	(参画と協働の推進) 参画と協働に必要な制 度及び施策を講ずる。	参画と協働のまちづくりガイ ドライン改訂 【H27.3改訂】
第 10 条	(参画の制度) 市民生活に重大な影響 を及ぼす政策につい て、別に定めるところ により、市民に意見を 求める。	市民意見提出手続きに関する 規則の制定 【H27.4施行】
第 11 条	(審議会等の運営) 委員を原則市民から公 募 会議は原則公開 開催情報、会議の記録 等を公開	審議会等の会議の公開及び会 議に公表に関する指針の制定 審議会等の委員の公募に関す る指針の制定 【H27.10施行】
第 25 条	(総合計画) 基本構想については、 別に定めるところによ り、議会の議決を経 る。	地方自治法第 96 条第 2 項によ る西脇市議会において議決す べき事件を定める条例 (総合計画基本構想を追加) 【H25.3施行】

(1) 審議会等の会議の公開・委員の公募

ア 審議会等の会議の公開及び会議の記録の公表に関する指針の制定

- ・ 会議は原則公開
- ・ 非公開とできるのは、法令等により非公開とすることが決まっている場合、個人情報に関する事項について審議を行う場合、公開することで公正かつ円滑な会議運営ができないと認められる場合に限定
- ・ 会議開催情報は、開催の 1 週間前までに周知（市ホームページ及び掲示板への掲示）
- ・ 会議の公開は傍聴により行い、定員は原則 5 名以上
- ・ 会議資料は、原則無償配布
- ・ 会議録は要点筆記とし、会議終了後速やかに作成し、市の情報公開コーナーや市ホームページで公開

- イ 審議会等の委員の公募に関する指針の制定
- ・ 審議会には原則として公募委員の枠を設ける。
 - ・ 公募委員の枠を設けないのは、法令による制限がある場合、個人情報を取り扱う会議の場合、専門的知識を必要とする場合に限定
 - ・ 他の審議会の委員、職員、議会議員は、公募委員になれない。
 - ・ 公募は、委員選任の1か月前までに周知し、応募期間2週間以上設けること。
 - ・ 選考は、申込書、論文、面接等により行うこと。

ウ 審議会等のホームページでの公開状況

① 条例に基づく審議会等

- ・ 公共施設適正化検討委員会
- ・ まち・ひと・しごと創生会議
- ・ まちづくり推進審議会
- ・ 防災会議・水防協議会・国民保護協議会
- ・ 国民健康保険運営協議会
- ・ 健康づくり推進協議会
- ・ 子ども・子育て会議
- ・ 介護保険運営協議会
- ・ 中小企業等支援事業審査会
- ・ 技能功労者審査会
- ・ 住宅審議会
- ・ 都市計画審議会
- ・ 空家等対策協議会

② 各種会議

- ・ ふるさと経営推進市民会議
- ・ 北はりま定住自立圏共生ビジョン会議
- ・ 地域公共交通会議
- ・ 障害者地域支援協議会

(2) 参画と協働のまちづくりガイドラインの改訂

「参画と協働」は自治基本条例に定められた基本原則の一つです。（第4条）

西脇市は平成17年3月に「参画と協働のまちづくりガイドライン」を策定し「参画と協働」を市政運営の柱として取り組んできました。10年が経過し、この間の取組を検証すると共に、今後の本市の取組の方向性を示すことにより、参画・協働をさらに推進するために、平成27年3月に改訂版を策定しました。

4 地域自治協議会の設置検討

条例の第14条に「地域自治協議会」に関して規定しています。

少子高齢化、人口減少が進む中で、安全・安心な豊かで住みよい地域社会をつくっていくためには、身近な課題はできるだけ市民に近いところで主体的に解決し、地域の特性を生かした地域づくりを進めていく必要があります。

地域自治協議会は、市内の8地区において区長会を中心に各種団体や個人、法人が構成員となって、民主的な運営により、地区の活性化や地区の課題解決に向けて取り組む組織です。

平成27年度はこの組織のあり方についてまちづくり推進審議会において検討しています。また、市長が各地区に出向き自由に意見交換を行う「まちかどミーティング」においても市民の皆さんと地域自治協議会をテーマに意見交換を行いました。

今後、地域自治協議会の必要性について各地区の区長会やまちづくり協議会等と議論を重ね、情報を共有する中で、合意のできた地区からモデル地区としてスタートし、検証を重ねた上で全地区の設置に向け調整していきたいと考えています。